

## 中世佐伯氏の動向(上)

—源平時代より南北朝時代まで—

東京 御手洗一而

## (1) 豊後大神氏の全盛時代

(佐伯氏祖惟康の時代)

前稿へ注第二と下浦開拓史下で、豊後大神氏から佐伯氏の出現までを一通り考察しがたが、「下浦の開拓」につきがる歴史は、佐伯氏の歴史をもう少し下らねばならないから、源平時代・鎌倉幕府時代・南北朝時代を通じて、佐伯氏の前期二百年を展望してみたい。

大神氏による各地の莊園化は、十一世紀の初頭頃からとみられるが、豊後武士団の棟梁として代表される諸方三郎惟榮の時代、つまり、大友氏が豊後入国以前が、むしろ一族の全盛時代といふことが出来る。

果たして佐伯氏の動向はどうであつたうか。

曰く惟盛に始まる白杵莊への進出と、三重九郎と号する疑問点については、前稿に書いた通りである。

一方の市辺田八幡社の縁起にも「三重郷の佐伯惟貞」とあって、三重氏とはなつておらず、佐伯氏の一族が三重・宇摩兩郷を領している。

三重については、古代から宿駅に及ぶれ官所の所在地である。三重氏は当初この官人に従属していいた。しかし中央勢力の衰退と共に地方豪族の武士化が進む。大宰府の無力とともに、武士化された佐伯氏の宗家に組み入れられることになる。系図によると、惟家が三重を号し、その子の惟康が佐伯氏の祖とされているから、時代とともに佐伯氏一族の定着があつたとみたい。

ところが、その後惟榮は源氏方に加担し、兄惟隆らと大宰府を襲ひ旗上げするが、一方源平盛衰記に見える佐

伯三郎惟康は平家方に組んでいる。惟榮と惟康は從兄弟である。

惟榮の父である惟用流と、惟用の弟(惟康の父)である惟家流とが、主として現在の県南を支配していく。そして源平が争う時には、二流が立場を異にしている。

惟榮が中心になりながら、佐伯惟康が行動を共にしなかつた理由として、三通りのことが考えられる。一つは一族の確執であり、一つは動向の推移による極めての判断によるが、國衙勢力の強かつた三重の地域的性格も考えねばならない。

一族の確執といつても、戦乱時代に一族が別行動をするのは、常套手段として曖昧の了解の上に成立する時がある。独自の判断といつても、佐伯莊が惟榮の支配下であれば、最初から行動を共にするはずである。この場合は、惟康は平家方に大半有勢力のもので、動けなかつたのではないかと思える。もちろん惟榮は、途中から源氏方に加担している。してみると、惟榮は佐伯莊居住又問題であろう。

す、直接的を佐伯莊の開拓以、三重を号する椎家の時期であると推察している。

本庄村の三窓江・前高両神社の由来にある如く、佐伯莊が惟榮の勢力下におられたことは否定できないが、平家方についた惟康を含めて、惟榮が完全に佐伯莊に居住して掌握しておいたとはどうしても思えない。惟榮が一族の棟梁として、佐伯莊を勢力圏にしていたというふと、直轄地として成長したといふことは別問題である。

このように、惟榮と佐伯を結びつけた根拠として、「歷代鎮西要畧」がある。

「(前略)自上州沼田、歸入本州晝後、封ニ佐伯之庄、子孫佐伯為氏矣。」

この一文が問題である。

そして、同書はよく「源平盛衰記」を引用している。

佐伯惟康を平家方とするも、この盛衰記によつて、一

の合戦の平家方参會武士名に、佐伯惟康・菊池次郎高直、原田大丈種直・山鹿兵蔵次秀遠らがいることによる。

だから、この戦役参會した同輩の動向によつて、惟康の動きを推察し左い。

先ず山鹿氏について、

「山鹿秀任亦失利。出奔筑前国脅属ニ源軍」

とあり、次に盛衰記を引用している。

「原田種直・菊池高直、在ニ平家船ニ附ニ源氏之兵矣」

この時、佐伯惟康も平家船から源氏に向いて矢を射かけたのである。

元暦二年(一二八五)二月三日、源範頼が平家追討のため、備方惟榮の先導をして豊後入りしたとき、岩門城攻畠軍の生導は菊池氏がつてゐる。

「足利下河内茨谷脇院以ニ菊池一為ニ先導、向ニ西府

岩門」云々

又、原田種直について及、

「原田種直及ニ男三池敦徳。以下一箇多歿死。兵衛尉種益逐電。岩門城没落矣。」

とある。

以上から察すると、菊池氏は早く源氏方に降り、原田・山鹿氏は最後まで抵抗している。佐伯惟康も佐伯莊の無事帰つてゐるが、源軍の九州に入りに当つて、惟榮との親縁關係もあつて、菊池氏と同じく源軍に属したが、遠隔外地の利が幸して、行動しないまま平家滅亡の時期を迎えたといえる。

まあ頃朝・義経の不仲の時に及、義経が猪方惟榮・菊池隆直を招いた時、「惟榮諾之、隆直背之、義経令ミ伊勢三郎義盛・武藏坊弁慶等謀「隆土」とある。そして、盛衰記を引用し、「原田大丈種直延頭降參、源家不許、斬殺此謀誤乎」と註してゐる。

佐伯惟康について龍藏がないのは誤念であるが、ここで同書を問題にしたのは理由がある。すなわち、随所に「盛衰記」を引用するならぬ、当然原田・山鹿・菊池氏と同じく、佐伯惟康名も見てはまずである。

しかるに、この佐伯惟康名を無視して、惟榮につい

て、「封ニ佐伯之庄、子孫佐伯為氏」として、あたかも織方惟榮のあとを佐伯氏とする矛盾を成してゐる。

惟用流と惟家流の明確な分離は、同書の編者(著者)には時代的無理として、佐伯莊・佐伯氏に対する知識に対する疑問がある。従つて、織方惟榮と佐伯氏を、「鎮西要畧」の行間だけで論じるのは無理であり、惟榮の佐伯莊居住も帰國にしても、同書の先入感があつてはならないと思う。同書の原本は、佐賀藩において、

継続して編纂されていたらしくが、編著や成立の研究がまだれるところである。

いずれにしても、織方惟榮の子孫が佐伯氏である根拠はなく、織方姓の同族が佐伯氏に吸収されたことはあり得よう。ただし、この考え方で、大神佐伯氏系図と「源平盛衰記」に明記された佐伯三郎惟康を基準としていることを付記しておきたい。

こうして佐伯惟康は、前記した一一八五年（元治元年）<sup>文治元年</sup>、この年は平氏滅亡の年でもあり、問題なく源氏方々属することとなるが、「吾妻鏡」によると、一一八六年（文治二年）に毛呂木郎秀光が豊後国司となり、鎌倉右大將の領國である豊後国を監視しているから、この文治二年以後は、豊後國及源氏勢力下統一され、佐伯莊も毛呂秀光の支配下に属することとなる。

そして、大友能直が豊後守護を命ぜられたのは一一九年（建久七年）である。

#### (2) 鎌倉幕府時代の佐伯氏

鎌倉幕府時代の佐伯氏は、大友氏とのかかわり多い分中で發展してゆく。その特徴は、大友能直の庶子が他莊に土着定住する過程において、佐伯莊だけがその鎌倉方に入らないことである。庶子の土着と國衆と呼ばれる各土豪の大友一族吸収政策の中では、佐伯氏だけが大神氏の面目を保ち続けることにある。

ともあれ大神氏一族の鎮圧が終つても、大友氏二代親秀はまだ京都にいた。そして一二二一年（承久三年）に承久の乱が起る、親秀が鎌倉方々についため、古庄一覺は豊後國衆を率いて宇治橋で戦つて、「大友文書錄」によれば、古庄重景は負傷し、古庄次郎・佐伯左近・將監は戰死している。大野氏まさあと、佐伯氏と古庄氏とが従属關係は好転していくのみでなければならない。のちに、大野莊が大友庶子に分配されること（一二四〇年延慶二年）を考えると、こうした実績が佐伯氏の地頭職を安泰にしたともいえる。

その後佐伯三代惟忠・四代惟久の時代は、大友頼泰が豊後下向以来、蒙古襲来に備えて、異國警固番役を命ぜられ、豊後国は秋三ヶ月（七八・九月）の当番勤仕（あたつて）であるから、佐伯氏もこれに従つて石築地役などに従

事しあと思える。地役の場所及香椎前浜と比定されてい

る。

弘安の役が終ると、恩賞の直訴が幕府に続き、幕府はこれと裁くため、九州に鎮西探題を常置し、一方では檢

地を行なっている。弘安の西田帳である。

豊後國岡田帳内の佐伯甚については、領家毛利歎、地

頭職大友職百八十町とあり、内訳は「本庄百二十町」、堅

田村六十町うち十五町領家分とある。

この豊後岡田帳をながめあず感じることは、海部・  
大野兩郡を通じて、領家・地頭・同家人名へ中で、「大神  
一族名を冠」とんど見ること出来ない。当時の莊位で、大神  
明記があるのは佐伯氏だけである。このことは、國衆の  
中で、佐伯氏と大友氏がもつとも良い関係にあつた証拠  
にはならないだろうか。そして、大野郡内の三重郷百八  
十所国領とあり、三重郷はあくまで國衙勢力の強い地域  
を伺わせる。

佐伯甚は、本庄が地頭御家人佐伯跡四郎政直とあり、  
政直及五代准直がおたるとされる。堅田村六十町は、三  
十町が佐伯八郎准資とあり、七町一反づつとして一族が  
堅田氏と名乗ることが注目され、領家直田十七町が徳川  
期まで尾を引くことになる。

そして、本庄と堅田の重要な地域及、宗家とこれは準す  
る佐伯一族がしめ、その周囲を堅田氏のよう、地名を  
冠した各支流一族が分布している。

この間の事情は「佐伯市史」に詳述されているので省  
くが、鎌倉時代の佐伯氏を考える上で、大友一族一門が  
なぜ佐伯甚に入らなかつたかは、最大の研究課題である  
うと思う。

例えど、前記政直の「政」が三田井氏の通字とすれば、

佐伯氏と大友氏の関係は、裏に日向國の影響があるかと  
か、大友氏（古庄氏）の豊後入りに際して、阿南氏や大  
野氏の反乱軍に組せず、單純に佐伯氏の帰属が早く、政  
治的に上手に動いたなど、あるいは緒方惟榮が古庄一党  
を先導した事実が明確に含まれ、惟榮の功績と佐伯甚と  
の關係も否定出来ないことになる。ひいては、佐伯氏と  
大友氏の政治關係は、鎌倉幕府の土壌があるとしたま  
けれど、まらない。

さて弘安の檢地は、文永・弘安の役に対する恩賞が檢  
討であったが、警固番や石築の長期出陣日、九州の御家  
人を困窮させていた。それと、一族が分立独立に与えら  
れた土地もなく、築城の政策も御家人を救済し得ず。  
こうした武家社会のつまつたる不満が、天皇親政を企  
てて南北朝時代へと移行していくことにならざるを得ない。鎌倉時代を過ぎて、佐伯氏の資料が乏しいのは残念である。

### 寄贈圖書紹介

ふる里の昔  
著者：奥部弘右衛門著  
監写印刷一電子ノコピ一複写一印刷複本一美本

本書は、昭和四十二年十月以来おか史談会誌に、毎号  
投稿された昭和論の歴史と民俗並に庄屋古文書、總計三  
十本編集一冊ととりまとめてものであります。著者からその限  
定出版の中から一冊を史談会に寄贈されたのです。

満せ十三歳と七ヶ月の安藤老人の左ひまないご努力、古  
文書をよく読み、民海文化、農村生活などに、正確な  
記憶と洞察によつて、大成されました。誠服いたします。  
このようすは感激、まとめる方の勇氣こそ、全く異なり  
覽きい方だといひ。